

# こどもスポーツ広場

## 概要と使用方法

### (1) 設置目的

こどもスポーツ広場（以下「広場」という。）は、市内児童における心身の健全な育成のために設置されます。

市内児童スポーツ団体の慢性的な運動場不足の緩和に寄与します。

### (2) 所在地

伊勢原市神戸120番地（伊勢原市終末処理場敷地内）

### (3) 面積

10,000㎡

- ・少年野球・・・2面まで可能（外野の一部重複）
- ・少年サッカー・・・2面まで可能（2面時は小さいピッチとなる）

### (4) 設置条件

広場は、伊勢原市終末処理場（以下「処理場」という。）の処理施設増築予定地について当該工事施行までの間、上記目的のため有効的に借用するものであり、永続的に存在するものではありません。

従って、当該工事等の要因によって処理場の施設管理者が広場の返還を求めた場合は、速やかに借用前の原状に回復して返還することとなります。

このとき、広場の代替え地の用意はありません。

### (5) 使用できるもの(団体登録可能団体)

広場を使用するためには団体登録が必要です。団体登録ができるのは次に掲げる団体とします。

- ・伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。  
（市野球協会学童部、市サッカー協会少年委員会等）
- ・伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ・市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童対象のスポーツ団体。
- ・その他、伊勢原市及び伊勢原市教育委員会が認めた団体。

### (6) 使用できないもの

次に掲げるものは、広場を使用できません。

- ・当該年度において、団体登録していない団体
- ・個人（特定多数への市有財産の提供、使用管理責任上の観点による）
- ・使用方法を遵守できない登録団体
- ・営利を目的とした大会等のために広場を使用するもの
- ・その他、伊勢原市及び伊勢原市教育委員会、使用連絡会が不適当と認めたもの

### (7) 使用料

無料

## (8) 使用団体登録

使用希望団体は、使用団体登録（以下「登録」という。）が必要です。

- ・登録方法  
所定の申請書等に必要事項を記入し、窓口である伊勢原市保健福祉部スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）へ申請します。  
書類審査後、使用規定上適当である場合は利用者カードと登録書を交付します。  
※市内公共施設において既に公共施設利用予約システム（以下「予約システム」という。）を使用している場合は、既存カードを継続して使用できるため、新規カードは発行しません。
- ・登録期間  
4月1日から3月31日までとなります。（但し、年度途中でも申請可能）
- ・当該年度毎に登録が必要となります。

## (9) 登録内容の変更

先に届け出た登録に変更等（代表者、管理指導員情報など）が生じた場合は、10日以内に変更内容が読みとれる状態の登録申請書をスポーツ課まで提出してください。但し、軽微な変更については申請を割愛できることとします。

## (10) 使用連絡会

- ・登録団体は全て自動的に使用連絡会に加入します。
- ・使用連絡会の会長は、市スポーツ少年団の本部長が就任します。
- ・使用連絡会は、使用調整会議を運営します。
- ・使用連絡会は、使用内容や調整、管理保全等に対してスポーツ課に意見することができます。
- ・使用連絡会会長は、必要に応じて会議を招集できます。議長には会長があたります。
- ・使用連絡会は必要に応じて、草刈り、グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行います。
- ・使用連絡会の事務局はスポーツ課内におきます。

## (11) 土・日・祝日の使用申込

- ・申込は、使用調整会議（以下「会議」という。）で調整し決定します。
- ・会議は、2月と8月に開催し、4～9月までと10～3月までを調整します。
- ・2月の会議では、(15)の①、②のみ、年間の使用計画を調整します。
- ・4月からの登録が必要となります。登録申請が無い場合は、当該予定は無効となります。
- ・8月の会議では、2月の会議以降で発生した10月から3月までの計画を調整します。
- ・ただし、2月の会議以降で発生した大会等で、どうしても日程を確定する必要があると認められた場合は、8月の会議を待たずに申込可能とします。  
（大会要項等、概要の確認ができる書類の提出が必要）
- ・使用調整の具体的な方法は(15)を参照ください。
- ・会議中、同優先順位団体同士で使用希望日が重複した場合は、双方の話し合いで決定します。
- ・使用確定後のキャンセルが発生した場合、スポーツ課へ申し出なければなりません。  
申し出があった後、当該日についてスポーツ課から使用連絡会員へ照会し、(15)に基づき使用団体を調整します。

- ・使用確定後の団体相互の使用権譲渡等が発生した場合、すみやかに（使用当該日より前に）スポーツ課へ申し出なければなりません。
- ・予備日については、使用連絡会時にキャンセル待ち1組を受け付けます。
- ・使用調整会議により予め調整された土・日・祝日の予約は、スポーツ課で一括予約いたします。その後、各団体においては、予約確認をしていただきます。

## （12）平日の使用申込

- ・平日の使用について、（15）⑤の団体については、予約システムを使い、使用月前月1日から10日までに抽選申込みをしてください。使用月前月12日に抽選結果が確定します。（15）⑤以外の団体については、利用機会の公平性確保のため、抽選申込みは行わないでください。
- ・使用月前月20日から使用日前日まで、予約システムにより随時申込みができます。随時申込み時の団体の制限はありません。
- ・予約システムの操作等が困難な団体は、申請書にて使用申込みを受け付けますので、事前にスポーツ課（Tel0463-94-4632）にご相談ください。
- ・定期的な使用の場合は、平日分においても使用調整会議で申し出ることができます。ただし、会議毎に申し出なければなりません。（半期毎の申請が必要）
- ・使用確定後のキャンセルが発生した場合は、予約システムにより使用日の7日前までにキャンセルの手続きを行ってください。期限内にキャンセルの手続きが行えなかった場合は、スポーツ課までご報告ください。

## （13）使用できない日

- ・12月28日から1月4日まで（土・日・祝日の重なり具合により延長する場合があります）
- ・会議で定めた管理作業日（または時間）
- ・雨天等グラウンドコンディションが悪い日
- ・伊勢原市及び伊勢原市教育委員会が特に定めた日

## （14）利用時間

利用できる時間帯は、以下のとおりとします。1日の利用は、1時間単位とし、A面とB面に区分します。（申込は当該単位となります）

利用期間	利用時間
1月5日から 3月31日まで	午前8時から午後4時まで
4月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
11月1日から12月27日まで	午前8時から午後4時まで

## （15）使用の優先順位

本来の目的に供するため、使用の優先順位を次のとおり定めます。

- ①伊勢原市または伊勢原市教育委員会の利用
- ②登録している、伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。  
（市野球協会学童部、市サッカー協会少年委員会等、複数のチームが加盟している団体をいう）
- ③登録している、伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ④登録している、市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童対象のスポーツ団体
- ⑤登録している、地元地域の一般団体（ただし、使用は平日のみ）

⑥その他伊勢原市及び伊勢原市教育委員会が認めた登録団体

### (16) 大会等の利用

- ・大会要項等、概要の確認できる書類をスポーツ課まで提出してください。  
※未提出の団体は、次年度の使用団体登録が出来なくなる場合があります。
- ・大会等の予備日を申し込み後、必要なくなった場合は、有効使用のため速やかにスポーツ課へ連絡してください。
- ・駐車場の管理は責任を持って行ってください。出来るだけ乗り合うなどして台数の少量化に努めてください。
- ・招待チーム等へも使用方法の遵守を徹底してください。

### (17) トイレ

- ・皆が使用しますので、きれいに使用するよう心がけてください。
- ・使用後は、使用団体が清掃してください。
- ・トイレトペーパーは使用者が用意してください。
- ・上水道は処理場のものを使用していることもあり、節水を心がけてください。
- ・上水道は、飲料水としては使用できません。

### (18) 施設管理

- ・必要に応じて、除草・グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行い、使用連絡会がこれを担います。作業は、児童も参加することでグラウンドへの感謝の気持ちや自主性、協力し合う精神を養う一助とします。（作業時は乗合で来場する）
- ・使用上における施設や器物等の破損は、使用者が責任をもって原状を回復してください。
- ・所定の草刈り等管理作業以外にも、各団体の使用日において積極的に除草等の作業に協力してください。
- ・雨天等グラウンドコンディションが悪い場合は使用を禁止します。
- ・使用後は、清掃・整備・用具の片付けを行ってください。
- ・ゴルフの練習など、グラウンドの劣化や施設の安全管理に支障をきたすスポーツの使用は禁止します。
- ・広場内の屋外電源は、原則として使用不可とします。  
（処理場の安定操業のため）
- ・単一登録団体の物置等は、設置できません。

### (19) 駐車場

- ・駐車場の管理は、使用団体が責任を持って行ってください。
- ・限られた駐車スペースなので、出来るだけ乗り合うなど台数の少量化に努めてください。
- ・駐車場における事故等の責任は当事者が責任を負ってください。
- ・所定の駐車場以外は駐車しないでください。
- ・一切の車両（自動車、自転車、オートバイ等）でのグラウンド内への乗り入れは禁止します。（整備等での乗り入れを除く）

### (20) 使用上の注意事項

- ・児童の健康、安全を最優先してください。
- ・使用上の安全を確認した上で使用してください。

- ・団体責任者は、スポーツ安全保険と市民活動保険に加入して、不測の事態に備えてください。
- ・団体責任者は、児童その他の傷病に対応できるよう関係研修（救急救命等）を受講し、現場では応急手当できる体制（用具含む）を整えてください。
- ・管理者は、施設内で発生した傷病に対する責任を一切負いません。
- ・危険ですので、防球ネットを越えて処理場内へ立ち入らないでください。
- ・危険ですので、防球ネットを越えて、線路、田畑、河川等の外側へは立ち入らないでください。
- ・危険ですので、ボールが線路に飛び込む可能性のある行為（小田急線に向かって行うバッティングやゴールキック等）は禁止します。
- ・ゴミは持ち帰ってください。
- ・施設内は、駐車場も含めてすべて禁煙とします。
- ・犬の散歩は禁止します。
- ・無断使用は禁止します。
- ・フェンス越しにグラウンド内への出入りは禁止します。
- ・処理場の管理者の指示に従ってください。
- ・使用状況の推移によっては「概要と使用方法」の内容を変更する場合があります。この場合、利用連絡会に報告します。
- ・使用方法を遵守してください。守られない場合は、当該団体の使用をやむなく停止することがあります。

## (21) その他の取り決め事項

上記使用方法以外については、「伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則」を準用し、特に使用に際しては「管理指導員」は必ず使用中の施設の安全管理や適正な管理指導を行うものとします。

事務担当 伊勢原市保健福祉部スポーツ課  
 電 話：94-4628（直通）  
 F A X：93-8389  
 e-mail：sports@isehara-city.jp

## 使用方法等に関する履歴

- |        |       |   |
|--------|-------|---|
| ①平成13年 | 4月27日 | 利用案内として設置   |
| ②平成16年 | 3月6日  | 利用における注意事項を発行   |
| ③平成17年 | 2月9日  | 利用における注意事項を一部改定   |
| ④平成17年 | 2月25日 | 利用優先順位を内規として制定  |
| ⑤平成19年 | 3月1日  | ①、②、③、④の一元化等を目的に「概要と利用方法」を設置                            |
| ⑥平成29年 | 8月26日 | 利用団体登録・事務担当記載を一部改定                                      |
| ⑦平成30年 | 8月25日 | 土・日・祝日の利用申込を一部改定  |
| ⑧令和元年  | 7月1日  | 「伊勢原市立学校開放施設の開放に関する条例」及び「同条例施行規則」を制定（これに伴い「利用」を「使用」に変更） |
| ⑨令和2年  | 8月22日 | 大会等の利用及び使用上の注意事項を一部改定                                   |
| ⑩令和3年  | 3月13日 | 使用団体登録、土・日・祝日の使用申込、平日の使用申込、使用時間を一部改定                    |